

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として「インターネットを駆使し、人々に適切な情報を提供し、便利さを提供する」、経営方針として「信念・責任感・謙虚さ・スピード・実行力をモットーに、当社に関わる全ての立場の人々を成長させ、幸せにする手法を探求し、提供する。」を掲げ、更に下記の五ヶ条・十五則を全社員の行動規範として掲げております。上記の経営理念、経営方針、行動規範のもと、株主、取引先、社員等、すべてのステークホルダーから信頼される企業グループであり続ける為に、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と認識し、整備を進めております。

この考え方に基づき、透明で健全性の高い企業経営を目指し、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

記

五ヶ条

- 「信念」人生一度きり、精一杯生きよう。
- 「責任感」常に周りを意識し、信頼を勝ち取ろう。
- 「謙虚さ」傲慢にならず、周りに生かされている事を意識しよう。
- 「マハスピード」自分一人が頑張っている訳ではない。周りに負けないスピードで対応しよう。
- 「実行力」考えるのも重要だが、実行力が伴わなければ意味が無い事を認識しよう。

十五則

- ・嘘をつくな。思い込みは嘘と同様。
- ・常に明るく。暗い所に成功はない。
- ・自分の常識を疑え。
- ・他人を敬え。
- ・悪事は自分に跳ね返る。
- ・高い目標を持て。
- ・アンテナを張り続けよ。
- ・たまには休め。
- ・失敗は自分の責任。成功は自分の力+皆のおかげ。
- ・適当な仕事をするな。
- ・頑張っているのは自分だけではない。周り以上に頑張らなければ成功はありえない。
- ・常に周りに気を使え。そうすれば輪の中心は自分になる。
- ・人生は一度きり。思いっきり生きよう。
- ・情報は隠すな。情報を出せば出すだけ新しい情報が入ってくる。
- ・仕事は「情熱×やり方」。やり方が合っても情熱がなければつまらない。情熱があってもやり方が間違っていれば結果は出ない。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はありません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社チーム金子	3,930,000	50.02
CACEIS BANK / QUINTET LUXEMBOURG SUB AC / UCITS CUSTOMERS ACCO UNT	409,000	5.20
山下 良久	200,700	2.55
梶尾 幸介	153,300	1.95
横山 早苗	135,000	1.71

株式会社SBI証券	132,186	1.68
内木 真哉	100,000	1.27
上田八木短資株式会社	93,000	1.18
山本 賢志	75,000	0.95
山崎 大輔	61,100	0.77

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無 更新	株式会社チーム金子 (非上場)

補足説明 **更新**

大株主の状況は、2023年3月31日現在の状況です

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 **更新**

当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定しております。現時点において、当社は少数株主の保護に対する方策を適切に履行しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
河嶋 茂	他の会社の出身者													
五十部 紀英	弁護士													
森戸 義裕	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- f 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- g 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河嶋 茂		該当事項なし。	経営経験と見識に基づいた助言をいただくため。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
五十部 紀英		代表社員である弁護士法人プロテクトスタンスと当社との間には成果報酬型広告サービス事業の受注という取引関係がありますが、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件にて取引を行っております。	専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただくため。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。

森戸 義裕	該当事項なし。	専門専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただくため。また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者（二親等）に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
-------	---------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としております。いわゆる三様監査（監査役監査、内部監査及び会計監査人監査）それぞれの実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上と有機的な連携、相互補完を図る為、監査役、内部監査人及び会計監査人は、原則四半期毎に三様監査ミーティングを開催し、各監査役間での監査計画、監査結果の報告、情報の共有化、意見交換など緊密な相互連携の強化に努めております。

監査役会において会計監査人による監査計画や監査の方法および結果について定期的に報告を受けています。また、監査全般に関する事項について適宜会合を開催し十分な意見交換を実施しています。

内部監査に関しては、独立した専任組織が財務報告に係る内部統制の有効性を評価しています。監査役は、当該組織より、監査計画や監査の方法および結果について、定期的あるいは必要に応じて随時に報告を受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
織茂 俊六	他の会社の出身者													
山本 賢志	公認会計士													
大西 正義	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
織茂 俊六			経営経験と見識に基づいた助言をいただくため、また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
山本 賢志			専門分野を含めた幅広い経験、見識に基づいた助言をいただくため、また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
大西 正義			経営経験と見識に基づいた助言をいただくため、また、当社の親会社・兄弟会社の業務執行者、当社の主要な取引先の業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭・財産を受け取っている弁護士・会計士・コンサルタントまたはそれらの近親者(二親等)に該当せず、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにもあたらないことから、公正・中立な立場で監査活動を実施いただくことができると考えたため、当社の独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

1. 基本方針

内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとする。なお、その限度額は、2007年8月22日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内(使用人分給与は含まない。)と決議されている旨を補足する。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしている。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、取締役(社外取締役を除く)に賞与を支給する。支給する賞与の額は、当社の業績、経営内容、各事業年度の連結営業利益の目標達成率、在任年数等を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

非金銭報酬等は、当社の中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを付与するため、取締役(社外取締役を除く)にストックオプションを付与する。付与数は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数等を考慮しながら総合的に勘案して決定する。ストックオプションの公正価値は、モンテカルロ・シミュレーション等相当な根拠により算出して、取締役会で決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等 = 7:1:2とする。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬は、月例の固定金銭報酬とする。

業績連動報酬等である賞与の支給時期は、当社の業績や各事業年度の連結営業利益の目標達成率等を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

非金銭報酬等であるストックオプションの付与時期又は条件は、当社の業績や経営内容、社会情勢等を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、適正かつ効率的に決定を行うことを理由に、代表取締役社長山崎大輔が、その具体的内容について委任を受けるものとする。なお、その権限の内容は、各取締役の個人別の報酬額に対する基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の割合の決定とする。

7. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当事項なし。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートは、管理本部で行っております。取締役会の資料は、原則として管理本部より事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外取締役及び社外監査役に対しては、管理本部より重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に対しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の経営上の意思決定等に係る経営管理組織の構成、決定方法及びプロセスは以下の通りです。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役8名で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

また、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視しております。

監査役会は、毎月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時的監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

c. 経営会議

経営会議は、社長の諮問機関として、常勤取締役、常勤監査役及び社長が指名するグループリーダーで構成されております。経営会議は、原則として月2回以上開催し、経営上の重要事項及び月次予算の進捗状況の報告について審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

d. コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスを経営の基本方針としており、コンプライアンス(法令を遵守すること)の取扱いを定めることを目的とした「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。取締役会は、必要があると認めた場合、コンプライアンス委員会を設置します。コンプライアンス委員会は、発生した法令違反を適切に分類の上、取締役会に報告あるいは諮問します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、お客様の声や現場の情報を迅速に経営陣に伝え、迅速に経営判断することに加え、その経営判断がお客様や社会に受け入れていただけるものかを常にチェックできる体制を構築することが重要であると考えています。当社は、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する取締役会に社外監査役3名が出席し、経営への監視機能を強化しております。当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している監査役全員を社外監査役とすることで外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものとし、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を計画しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日を避けた日程を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	三井住友信託銀行が運営する議決権行使ウェブサイトシステムを利用しております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	三井住友信託銀行が運営する議決権行使ウェブサイトシステムの利用を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、自社ホームページおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載を検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、会社情報の適切な開示を実施するため、社内規定として「内部情報管理規程」、「適時開示マニュアル」等を制定し、情報収集プロセスや公表プロセスを明文化するとともに、適時に、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行える社内体制の充実に努めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的な決算説明会の開催を予定し、ホームページ上に、業績や事業内容などを分かりやすく掲載してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書などの法定開示資料に加えて、アニュアルレポートや決算説明会その他の説明会資料をタイムリーに掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部で対応致します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念、経営方針、及びIR基本方針である「株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財務情報等に関する情報をわかりやすく公平かつ適時、適切に提供すること」を実践してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的な決算説明会の開催に加え、業績や事業内容などを分かりやすく掲載してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。業務の適正性を確保するための体制として、平成27年11月13日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

(内部統制システムの整備状況)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

1. 経営理念、経営方針、及び「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令、定款、及び社会規範を遵守した行動をとる為の行動規範とする。また、取締役会は、全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、全社的な徹底を図る為、取締役管理部長を責任者とするコンプライアンス研修会を開催し、役職員教育等を行う。

2. 法令上疑義のある行為について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報窓口を設置し、通報者に対する不利益な取扱を禁止する制度を整備する。

3. 内部監査室は、監査役会及び会計監査人と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社では、取締役の職務執行にかかる事項である議事録、会計帳簿、その他の重要な情報等については、「文書保存管理規程」に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

2.取締役及び監査役は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1.当社では、コンプライアンス、財務報告、情報システム、事業活動、災害、事件等のリスクについては、「リスク管理規程」に従い、会社において発生しうるリスクの発生防止にかかる管理体制の整備、発生したリスクへの対応等を行う。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

1.取締役会は、毎月開催される定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会をすみやかに開催し、経営に関する重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督する。

2.取締役会は、迅速な経営判断並びに職務執行を行う体制として、各取締役に担当部門の管理責任を負わせるとともに、取締役会で決定された経営計画の定期的なモニタリングを実施する。また、業務執行に関する責任者及び責任範囲について「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に業務執行の手続きを簡明に定め、効率的な業務執行を可能にする。

(5)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適性を確保する為の体制

1.当社の事業部別に、事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、取締役会はこれらを横断的に推進し、管理する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
1.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置くこととする。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1.監査役職務を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役会の事前の同意を必要とする。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1.取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

(9)その他監査役が実効的に行われることを確保する為の体制

1.監査役が監査を実効的に行われることを確保する為、取締役及び使用人は、監査に対する理解を深め監査役監査の環境を整備するよう努めるものとする。

2.監査役は、専門性を要する法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、取締役会、経営会議等の重要会議に出席する他、取締役との懇談、社内各部署への聴取及び意見交換、資料閲覧等を行い、監査役会にて報告、審議を行うこととする。

(10)反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.「反社会的勢力に関する基本方針」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ることとする。

2.反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「反社会的勢力に関する基本方針」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりをもたず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

b.反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)社内規程の整備状況

当社は、上記宣言のもと、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(2)対応統括部署

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を管理本部と定め、責任者を管理本部長としております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告、相談する体制を整備しております。

(3)反社会的勢力排除の対応方法

・新規取引先、株主、役職員について

原則として、日経テレコンを利用した新聞記事検索、インターネット検索による風評調査を通じて、反社会的勢力との関係の有無を調査します。

取引の開始時には、各種契約書、利用規約等には「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係を持った場合」の暴力団排除条項を明記することとしています。

イ 既取引先等について

通常必要と思われる注意を払うとともに、一定の範囲を対象として、調査、確認を実施しております。

ロ 既取引先が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

すみやかに取引関係等を解消する体制をとっております。

(4)外部の専門機関との連携状況

当社は、公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(本所地区特暴協)へ加盟、講習会、セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制を構築しております。

(5)反社会的勢力に関する情報の収集、管理状況

当社は、対応統括部署である管理部に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集、管理を一元化しております。

(6)研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図ってまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策を導入しておりません。また、その導入予定もありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要は以下の通りであります。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社におきまして、投資判断に影響を与える会社情報が発生した場合には、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定に則り、適時、適正かつ公平な情報開示に努めております。また、適時開示の基準に該当しない情報につきましても、投資判断に影響を与えると判断した場合には、積極的に情報開示を行うよう努めております。開示情報につきましては、「適時開示情報伝達システム(TDnet)」(以下、「TDnet」という)を通じての株式会社東京証券取引所への提出を行うなど、公平・迅速かつ広範な開示を行っております。また、当該情報の当社ホームページへの掲載は、TDnetを通じて開示したのち速やかに実施することとしており、広く投資家の皆様に当該情報が浸透するよう努めております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社におきましては、法令遵守ならびに証券市場における会社の信用確保、会社情報の取扱いに関する権限と責任の明確化を目的として、内部情報管理規程を制定しており、適時、適正かつ公平な情報開示に努めております。取締役管理本部長が、当社における情報開示に関する責任者ならびに株式会社東京証券取引所に対する情報取扱責任者を担当し、メディア事業本部長、システム本部長を内部情報管理責任者として、管理本部への速やかな伝達が行われるよう各部署に情報管理の徹底を指示するとともに、各部署からの重要情報の適時報告を促し、情報を迅速且つ正確に把握出来る体制を構築しております。情報開示の要否ならびに開示内容・方法等につきましては、管理本部長が社内関係部門、必要に応じて会計監査人、主幹事証券会社等への確認および相談の上、情報開示をしております。

3. 決定事実の適時開示

当社における重要な決定事項ならびに決算に関する情報につきましては、取締役会の決議に基づき、情報開示を行っております。取締役会におきましては、当社の「取締役会規程」に定められた付議事項について審議・決議いたしております。情報取扱責任者は、決議事項のうち開示対象となる重要事項について、当該取締役会終了後、直ちに情報開示を行っております。

4. 発生事実の開示

当社における重要な発生事実につきましては、各部署から内部情報管理者である部門長へ報告を行います。内部情報管理者は重要事実が発生した場合、情報開示の要否ならびに開示内容・方法等を検討した上で、情報の社内外への漏洩防止に努めてまいります。管理本部長は、報告された内容が重要事実等に該当するか否かを判断し、重要事実等につきましては取締役会あるいは代表取締役社長の決裁を得て、適切な時期及び方法により情報開示を行っております。

5. 内部監査機能の強化

当社では、監査役会による経営監視体制の強化を進めております。具体的には、取締役の職務執行ならびに法令遵守の監視を目的として、社外監査役3名を選任し、監査の独立性と充実を図っております。また、会計監査人との連携を緊密にし、主に会計監査の中で明らかになった専門的かつ客観性のある指摘事項につきましては、速やかに経営に反映させるよう努めております。更に、業務効率および収益の向上と会社財産の保全に寄与することを目的として内部監査室を設け、業務運営状況ならびに規程をはじめとする社内ルールの遵守状況を監査いたしております。

6. インサイダー取引防止について

当社では、内部情報管理規程により内部情報の管理及び役職員の自社株式等の売買に関する行動基準を定めており、当社役職員における金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止するよう努めております。

